

主なご意見

○感染症有事における保健所コア業務と関係機関等との役割分担に関するご意見

(役割分担の明確化)

- 保健所の感染症対応のコア業務が整理され明確になってよかった。
- 特に本庁等で一元化、委託化したほうがよいものが整理されてよかった。
- 保健所、都本庁、市町村の業務内容がある程度はっきりしたことで、今後もし感染症が起こった際に、この分担でやっていければ、かなりスムーズにできるのではないかと考える。

(情報提供・共有)

- 圏域内の感染状況の分析結果等が保健所のコア業務とされているが、都本庁や健安研による圏域を超えた広域の情報分析・提供も役割として入れるべき。

(体制移行のタイミング)

- 特に新興感染症の場合には、発生当初は保健所が中心となって対応し、段階的に一元化・委託化していくというような考え方が必要。感染状況に応じた体制移行の時期がある程度示されるとよい。
- 自宅療養者の安否確認や食料品などの配送などの療養サポートについて、感染拡大の段階ごとの役割分担の基準などを明確にすることで、市も迅速な対応が可能となる。
- 保健所でなくてもできる業務を、いかに早く一元化や委託化等により外部に移行していくかが重要。また、その移行に当たっては、全体の業務の統括を誰がどう行うか明確化することが必要。
- 今回のコロナ対応で行われた役割分担について、もう少し早い時期に行えるところがあったかどうかを振り返ってみてはどうか。

○感染症有事における保健所コア業務と関係機関等との役割分担に関するご意見（続き）

（役割分担に基づく訓練）

- D M A T の研修などでも、新たな災害の発生時に各部署の事業がどう動くか図上で訓練を行っている。感染症対応についても、柔軟に対応していくためには、いくつかの異なる感染症を想定して、その場合の役割分担をもとにした机上訓練を実施し、シミュレーションしておくことが必要。そのような訓練を通じて明らかになった課題に対応していくことが重要。

（感染症対応以外の業務の継続）

- 感染症有事の際、保健所がその対応しか行わないという誤解を招くことがないように、事前に他の保健所業務のBCPについて市町村とすり合わせを行うとともに、BCPに基づき必要な業務を継続することを明確にしておくことよい。

（島しょ地域について）

- 宿泊療養施設の確保・運営、患者搬送、各種配送への協力など、管内町村との連携・役割分担が図れていた。
- 患者発生時にはまず保健所に医療機関から電話連絡があり、HER-SYS入力も対応していただくなど、医療機関との連携が図れていた。
- 高齢者施設でクラスターが発生した場合でも医療施設への入院や内地への搬送が困難であるなど、発生件数あたりの負担は内地の自治体とは大きく異なっており、都保健所のあり方検討として大枠はよいが、島しょ部の感染症対応については別枠でよいので検討いただければと思う。

○今後のあり方検討に向けた論点と検討の方向性に関するご意見

論点1 効果的な業務運営体制の構築について

(保健所の体制強化)

- 平時から保健所の支所のようなものを設置しておき、有事の際に本所を災害級事態のセンターとして機能を特化し、それ以外の機能を支所に移行する仕組みも、人口の多い地域ではひとつのやり方ではあるが、人口100万を所管する多摩府中保健所が結果として良好に機能したということは、保健所機能を集約化することの利点だったかもしれず、それを証明したということにもなるのではないか。これが例えば小規模で地域事情の異なる保健所ごとが動くような形だと、人的にも機能的にもより逼迫したのではないか。

(負担軽減)

- 新興感染症などの災害級の事態に迅速に対応するためには、対象となる業務にいかに特化できるか、他の業務をいかに速やかに一元化・委託化等できるかが最重要。
- コロナ対応では、相談や患者連絡に要する仕事をデジタル化によって減らすことができた。平時から保健所の仕事量そのものを減らす取組も重要。

(デジタル化)

- HER-SYS等のシステムについて、操作に習熟する必要があるので、平時から改善等を進めることが必要。
- 各種通知等が次々と発出され、どれが最新で適用中なのか分かりにくかったため、Web等の活用により情報提供の方法を工夫してもらえるとよい。

論点2 専門人材（医師、保健師等）の確保・育成について

(人材確保)

- 感染症対応や自然災害では、急増する業務に対応するための体制確保（サージキャパシティの拡大）が課題であり、そのための応援職員や外部人材の受入体制の構築を「検討の方向性」に記載すべき。

(外部人材育成)

- 平時にやることとして、クラスター発生時に、施設等に支援に入る人材の質的な水準を担保するための研修やマニュアルの整備が必要。

○今後のあり方検討に向けた論点と検討の方向性に関するご意見（続き）

論点3 地域ごとの連携・協力体制の構築について

（情報提供・共有）

- 市が相談業務を適切に行うためには、国の動向や都の対応方針等について迅速に市へ情報提供をしてもらうことや保健所との連絡調整を円滑に行うことができる仕組みが必要。

（市町村との連携・協力体制）

- 平時から、保健所と自治体それぞれが個別に協議の場を設けて、新興感染症や自然災害への対応について意見交換を行うことが必要。
- 連携に当たっては、「区市町村との協働による感染拡大防止対策推進事業」のような補助金制度が今後も必要。
- 市町村の保健師が、感染症の相談対応に必要な知識を身に付けられるよう研修等を行い、有事に備えておくことが必要。
- 精神障害者や難病患者への対応については、市町村との連携が必要なため、有事の保健所業務のBCPについては、市町村ともすり合わせをしたほうがよい。

（医療機関等との連携・協力体制）

- 医療機関との連携については、平時からの感染症対策や有事の際の医療機関間の連携体制等について、地域での再点検を進めることが必要。
- 新設された外来感染症対策向上加算を活用し、新興感染症における地域連携の強化に取り組むことが必要。